

3つの費用補助のお知らせ

〈問合せ〉 建設課 建設管理係 ☎ 75-4987

1 老朽危険家屋の解体 先着 20 件程度 解体費用の 1/2 (上限 50 万円)

周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている木造または軽量鉄骨造の住宅。隣接地に与える影響や破損の程度などについて市の職員が事前に判定を行い、基準を満たしているもの。

2 危険なブロック塀等^{*}の撤去 先着 10 件程度 撤去費用の 1/2 (上限 10 万 9 千円)

市耐震改修促進計画に定める避難路(国・県・市道や通学路)に面する高さ1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れまたは傾きが認められる等、特に危険な状態にあるもの。

現地調査を行い、市で定める「ブロック塀等の診断カルテ」で基準を満たしているもの。

※補強コンクリートブロック造、組積造(石造、れんが造、コンクリートブロック造等)による塀。

①と②は以下3つの要件を満たす方が対象

・所有者、または相続関係者 ・市内の工事施工者が解体工事を行うもの ・市税に滞納がない者

3 かけ地近接等危険住宅移転補助

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲内に、福岡県が上記の区域を指定する以前から区域内に建っている住宅に住んでいる方

土砂災害特別警戒区域の指定箇所は福岡県砂防課ホームページでご確認ください。

既存住宅の撤去費、動産移転費として1戸当たり97万5千円

新しく市内に住宅を建築または購入するために要する資金を金融機関から借り入れた場合、借入金の利子相当額(上限:建物分325万円、土地分96万円)



補助を受けるためには、必ず市と事前の協議が必要となります。

また、令和7年2月末までに事業完了の報告をお願いします。

※既に工事の契約や着工をしているものは補助の対象になりません。

01

65歳以上の方のふれあい入浴補助券

〈問合せ〉
保健課 介護高齢者支援係
☎ 75-4960

利用できる温泉施設

筑後川温泉・・・清乃屋、桑之屋、つるき荘、花景色、ふくせんか
吉井温泉・・・鶴は千年、ニュー筑水荘

申請 4月1日(月)～

受付 保健課 介護・高齢者支援係またはうきは市民センター 浮羽市民課

申請時に必要なもの

本人申請: 本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)

代理申請: 次の①または②をお持ちください。

①利用者本人からの委任状(利用者の住所・氏名・代理人の住所・氏名が明記されたもの。書式は問いません)

②利用者本人の確認書類(写し可)

※年度中一人1冊限りの交付となります。

※交付手続きにお時間をいただく場合があります。**特に年度当初は混雑が予想されますので、ご了承ください。**

高齢者の外出促進と健康づくり、温泉施設の活性化を目的とし、市内温泉施設の入浴料金を一回につき300円補助します。来年3月末まで最大24回利用できます。

【対象者】
市内在住の65歳以上の方で、介護保険サービスを受給していない方

※65歳の誕生日以降から申請ができます。